

令和4年第2回定例会

(第2日)

令和4年6月6日

令和4年第2回平川市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程（第2号）令和4年6月6日（月）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1番 葛西 勇 人
- 2番 山谷 洋 朗
- 3番 中 畑 一二美
- 4番 石 田 隆 芳
- 5番 工 藤 貴 弘
- 6番 工 藤 秀 一
- 7番 福 士 稔
- 8番 長 内 秀 樹
- 9番 佐 藤 保
- 10番 山 田 忠 利
- 11番 大 澤 敏 彦
- 12番 原 田 淳
- 13番 桑 田 公 憲
- 14番 齋 藤 剛
- 15番 工 藤 竹 雄
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

| | |
|---------------------|---------|
| 市 長 | 長 尾 忠 行 |
| 副 市 長 | 古 川 洋 文 |
| 教 育 長 | 須々田 孝 聖 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大 川 武 憲 |
| 農業委員会会長 | 今 井 龍 美 |
| 代表監査委員 | 鳴 海 和 正 |
| 総務部長兼健康福祉部理事 | 對 馬 謙 二 |
| 総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 佐 藤 崇 |
| 財 政 部 長 | 西 谷 司 |
| 市民生活部長 | 今 井 匡 己 |
| 健康福祉部長 | 工 藤 伸 吾 |

経 済 部 長
建 設 部 長
教育委員会事務局長
平川診療所事務長
会 計 管 理 者
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

對 馬 一 俊
原 田 茂
一 戸 昭 彦
宮 川 厚
古 川 聡 子
小笠原 健
成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長
総務議事係長
主 事

小 野 生 子
河 田 麻 子
藤 木 遥 奈

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレットは音の出ない操作を、また、傍聴及び視聴されている方々に誤解を与えない利用形態をお願いします。傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いします。

本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため本会議場の扉を開放しております。会議中は、常にマスクの着用をお願いします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営申し合わせ事項において、一括質問方式と一問一答方式の選択制としております。通告された全議員が一問一答方式を選択しております。質疑応答の時間は、おおむね1時間以内とします。なお、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

また、会議規則第62条第2項の規定により、タブレットに掲載しております一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても、同様の答弁をお願いします。

次に、発言の許可についてですが、議員は質問席に移動後、最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を教えてください。なお、次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。また、特別職を除いた市職員は挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は13名であります。本日は、第1席から第5席までを予定しております。

第1席、4番、石田隆芳議員の一般質問を行います。

石田隆芳議員、質問席へ移動願います。

（石田隆芳議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員の一般質問を許可します。

○4番（石田隆芳議員） 議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。1席、4番、新生会、石田隆芳でございます。

尾上地域予約型乗り合いタクシーの今後の在り方についての交通弱者の支援についてであります。現在、少子高齢化という言葉をよく耳にしますが、少子化という言葉が頻繁に取り上げられるようになったのは、平成元年の合計特殊出生率が1.57となり、昭和41年のひのえうまの迷信による異常な値の1.58を下回ったことが大きな衝撃として捉えられ、1.57ショックと呼ばれるようになったからと言われております。6月4日の新聞報道においても、令和3年度の合計特殊出生率は1.31で自然増減数は過去最大の減少となっているそうです。

また、急速に高齢化も進み、最近では2025年問題という言葉もよく聞かれるようになりました。2025年問題とは、戦後の昭和22年から昭和24年に生まれた団塊の世代の方々が全員75歳以上の後期高齢者になる年で、団塊の世代は第1次ベビーブーム世代と呼ばれ、2015年の国勢調査によると約638万人と突出して人口の多い世代の高齢化が進んでいき、国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年には国民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上の後期高齢者という現在以上の超高齢社会に突入していくこととなります。

当然、我が平川市においても、団塊の世代の方々が多くなり、後期高齢者も一気に増加し、それに加え高齢者になることによって、運転免許の自主返納も増える中、生活の足となる代替手段が必要になってきます。

6月3日の東奥日報においても、今別町から外ヶ浜町までの区間を地域住民の生活の足としての需要を探るとして、乗り合いタクシーの実証運行を行うと掲載されていました。

高齢者にとって外出頻度が減り社会参加の機会が減ると、身体や脳の機能が衰え、要介護のリスクや認知症のリスクが高まると言われています。高齢者になっても障がいがあっても、今まで暮らしてきた地域で安心して暮らし続けるには、通院、買物等などに伴う移動・外出が欠かせません。

しかし、高齢者の独り暮らしは増加していて、気軽に送迎を頼める人が身近にいなかったり、近所のバス停がなくなってしまったりして、バス停までの道のりが歩きにくかったりと、外出が不便な地域の人もたくさんいます。そういった自分で外出することが困難を感じる人たちにも、使いやすく安全な移動手段を確保することは、これからの人口減少・高齢社会において、重要な地域課題の1つだと思います。

現在、尾上地域ではバス路線廃止に伴い、予約型乗り合いタクシーを令和3年6月1日から11月30日まで実証運行、令和3年12月1日から本格運行を行っております。その利用方法は、事前に予約した停留所で乗車する方式で運行されている状態です。

しかし、先ほども述べたとおり、高齢者など自家用車の交通手段がない交通弱者の中には、自宅から最寄りの停留所まで自力で歩いて行けないとの声も多数聞こえております。そのような交通弱者に対して、乗り合いタクシーを玄関から乗車可能にする、いわゆるドア・ツー・ドア方式をキャッチフレーズに平川市をPRするなど、交通弱者にとって最も利便性のある運行をするためにも、市としての見解をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 石田隆芳議員御質問の尾上地域予約型乗り合いタクシーの今後の在り方についての御質問にお答えをいたします。

国土交通省で実施された全国都市交通特性調査の結果によると、65歳以上では9割以上、75歳以上でも約8割の方が、300メートルまでは無理なく休まずに歩けると回答しております。令和3年3月に策定した平川市地域公共交通計画では、これを基準に半径300メートル以内に停留所がない地区を調査したところ、李平町会や長田町会、新屋町町会の一部などに点在していることが分かりました。そのため、令和3年6月に運行開始した現行の尾上地域予約型乗り合いタクシーは、集会所や庁舎といった公共施設のほか、各地区を網羅するよう、おおむね半径300メートルごとに停留所を設置しております。

また、議員御質問のとおり、従前から、自宅から停留所まで歩くことが困難であるといった高齢者の声があることは承知をしております。このような御意見を踏まえ、地域公共交通計画では、いわゆる交通弱者への対策として、利用者のニーズに合わせた停留所の増設のほか、路線上であれば、利用者が好きな場所で乗り降りできるフリー乗降などの導入を検討することとしております。

市民の利便性を考慮すれば、議員御指摘の自宅の玄関から目的地まで直接移動できる、いわゆるドア・ツー・ドア方式が理想的であると思いますが、本市を運行するタクシー事業者との競合を避けることや、限られた交通資源の中での運行は事業者への負担が大きいため、先ほど申し上げたような停留所の増設などで利便性の向上を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） ありがとうございます。実は私のところにある人から相談があり、私は予約型の乗り合いタクシーがあるということを教えたんですけども、バス停まで行くことも大変な人もいるということにして、何とかしてほしいと言われ、今回この質問することにしたんですけども。

昔は、大家族というのが当たり前で、家族で支え合いながら生活していましたが、核家族が進んで近くに何かあっても面倒見てもらえる子供たちもいないという高齢者が増えてきて、独り暮らしの高齢者に近隣の人たちが、病院、そういうところに連れて行ってやっても、何回も連れて行ったとなれば、本人も迷惑かかるから言いづらいというような声も聞こえてきております。

平川市では、独り暮らしの高齢者そしてまた高齢夫婦で身寄りのない世帯は、どのくらいあるのか分かっていたらお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） ただいまの独り暮らしの世帯の人数は、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答したいというふうに思います。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 先ほどの答弁で、75歳以上で8割の人が300メートル無理なく歩けるというような回答でした。ということは、2割もの人が歩けないということで、2割の人が歩けないということをもっと重く受け止めた方がいいと思いますけれども、今の答弁であれば、少数だから切り捨ててもいいというふうに受け止められても仕方ないのですが、そこはどのようにお考えになっておりますか、お知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 決して切り捨ててよいということではなくてですね、やはりドア・ツー・ドア方式になりますと、公共交通として市内全域もしくは限られた交通資源での運行になるということから、どうしても慎重にならざるを得ないということでもあります。したがって、バス停などの交通空白地帯のところは、まず調査しまして、そこをこのところを検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、バス停ができまして路線上であれば、好きな場所でも乗り降りできるフリー乗降というふうな部分も検討はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく

お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今、フリー乗降という導入も検討するということをおっしゃっていただきましたけども、そういうのをやるのであれば、逆に玄関から玄関までやるのではないかというふうに思いますけれども。そして今、タクシー業者との競合を避けるということをおっしゃっていただきましたけれども、タクシー業者は平賀・尾上地域において何社あるのか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 平賀地域に1社、碓ヶ関地域に1社でございます。合わせて2社です。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 私、今言ったのは、平賀・尾上地域と言ったんですけど。尾上・平賀地域では1社ということになりますね。というのであれば、1社だけだったら競合というのは当てはまらないというふうになると思うんですけども。そうなれば非常に事を運びやすいし、たしか平賀ハイヤーさんと契約してるというふうに思ってるんですけども。以前にも、どういう形態で契約してるのかというのを聞いたとき、答弁ちょっとそこら辺のところになかったので、どのような契約形態なのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 日沼地区と金屋地区の1本当たりのタクシーの単価で契約しております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） その1本当たりの値段というのはどれぐらいになりますか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 概算の数字になりますけども、走行距離に応じて単価のほうが決まっていると。そして金屋地区からの単価で大体4,000円程度、それから新山地区の単価で大体6,000円程度になっていくというふうなことでございます。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今、4,000円とかそういう回答でしたけれども、そうなればやっぱり1人でも多く運んでもらえばいいのではないかというふうに思うんですけども。2割の高齢者が歩けない人が希望するのだったら、やはりそのくらいのお金を出してるんだったら、例えば十人二十人乗るわけじゃないと思うんですけども、2割の人が歩けないという強い希望がある人は、やはり乗せてやってあげてもいいのではないかと思うんですけども。

そしてまた、後期高齢者が多くなれば、当然病院とか通う頻度も多くなるし、まして先ほども言いましたけれども、後期高齢者になると免許返納者も確実に増えていきます。

そして、タクシーでは何千円もかかるために、普通であればタクシー業者ということもありましたけれども、それはぎりぎり暮らしている年金暮らしの人、そういう人は、やはり大きな負担になるということで、その予約型タクシーを活用して、ドア・ツー・ドア方式が、理想であるならば家の玄関まで送迎することも、もっと効率化を図ってい

けばいいのではないかと私は思いますけれども。

それに、例えば選挙ですね、選挙の当日とか期日前投票、そういうのもやってあげるんであれば、病院とか買物がてらに行きやすくなって投票率も向上するのではないかと
思いますけれども、その辺どのように考えていますか。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員に申し上げます。通告してありますか。

暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） ドア・ツー・ドア方式が理想であるならば、家の玄関まで送迎することによってもっと効率化を図っていけばよいのではないかと
思いますけれども、その辺のところ、どういうふう
に考えておりますか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） お答えしましたけれども、やはりドア・ツー・ドア方式については、やっぱり限りある資源ということで困難であるというふうなことでございます。
ただですね、先ほど、また繰り返しになりますけれども、路線上であれば新しいバス停のところは検討しますし、路線上であれば、好きな場所で乗り降りできる、フリー乗降の導入のところも検討してみたいなと
考えておりますので、そこで御理解のほどよろしく
お願いしたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 李平とか長田、新屋町の町会には、バス停は設置はしたんでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 設置のほうはしております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） このところは最後になりますけれども、あと弘前市の相馬地区でもそういう乗り合いタクシーをやってるそうなんですけれども、聞くところによると、バスは相馬支所までは来てるそうなんですけれども、そこから奥の地域は、乗り合いタクシーということ
を聞きまして。それも、家のほうまで迎えに来るという方式を取っているそうです。だから、その住民の方々は、バス停で寒い思いをしなくていいということで大変喜ばれているという話を聞きました。

なので、できるならば、そういう300メートル以内のところに歩けないという人、そう多くいるわけじゃないので、その辺のところも行政のほうで考えてもらいたいというふうに
思います。

そして、関連なんですけれども、去年の9月議会の中で、尾上中学校の生徒の交通手段というものを質問したんですけれども、その後についてですけれども、尾上地域の乗り合いタクシーを利用する生徒に対し、冬期間だけでも市が一部負担してできないかと

というような質問を行った際、市の答弁では、中学生の利用状況を踏まえながら検討していくものとしておりましたけれども、その後の状況はどういうふうになったのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 石田隆芳議員の御質問の尾上中学校においての生徒の交通手段に関する検討状況についてお答えいたします。令和3年12月から翌年3月までにおける日沼・蒲田・新山地区の中学生の利用実績としましては、週に約1回程度、1名から2名の生徒が乗り合いタクシー新山・平賀線を利用して登下校していることを確認しております。

引き続き、中学生の利用状況について注視してまいりますけれども、生徒の多くは、親御さんの送迎や相乗りによって、冬期間、通学しているものと思われれます。その自助共助の関係性を生かしまして、例えば町会等が主体となって運行できるような仕組みが構築できないか、そのような形で検討しているところでもありますので、何とぞ御理解くださるようお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 前のとき、日沼方面から来る中学生は、日沼で10名、蒲田で2名、新山6名、八幡崎12名と合計30名という答弁でありましたけれども、今現在は何名の生徒がいるのか、教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 通告にありませんでしたので、今の石田隆芳議員御質問の人数について、資料を持ち合わせておりませんでした。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 冬期間のその中学生、最後になりますけれども、冬期間、親御さんが送迎してるということは、前にも言ったとおり大きな負担になるということは確実です。その乗り合いタクシーを、今のちょっと答弁で1人か2人が利用しているということでありましたので、そういうふうになるのであれば燃料の無駄遣いみたいな形になるので、やっぱり効率化も含めて、そして親御さんたちの負担を軽くしてやるためにも、前にも言ったとおり、料金を割り引いてやるとか自助共助でできない部分を行政で補ってやって、生徒たちが安心して登校できるように環境づくりをしてもらいたいと思いますけれども、いま一度、そこのところを答弁をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員に申し上げますけれども、生徒になると、教育委員会になると思いますけれども、今の質問取下げできませんでしょうか。

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（對馬謙二） ただいまの御質問のスクールバスとかの関係じゃなくて、デ

マンドタクシーというふうなことでございますので、親御さんとかの負担を考えて割引できるとかっていうふうなことについても、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 非常に私の質問の仕方が悪かったのか、皆様には御迷惑かけますけれども。

最後に、これからは少子高齢化の時代なので、将来この平川市を背負っていく子供たちを大事に育てていかなければならないし、今まで、このまちを支えてくれた高齢者の方々に恩を返していかなければならないというのは忘れてはならないというふうに思います。

やはり、まちの輝きは市民一人一人の笑顔が合い言葉と言うのなら、1人の市民も見捨てない、市民に笑顔があふれ市民の暮らしが輝くよう市民の皆様と共に、この平川市が発展していきますことを切に願って、私の一般質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員の一般質問は終了しました。

次に、第2席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。

工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。

（工藤竹雄議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

○15番（工藤竹雄議員） ただいま議長から一般質問の許可を得ました、第2席、15番議員の工藤竹雄であります。通告に従って順次質問いたしますので、明瞭簡潔な答弁を願います。

私の第1は、人口減少と少子高齢化対策について。今日まで、人口減少対策施策の具体的な指針について、結婚への支援、妊娠・出産への経済的支援について、高齢化社会に対する対策について、結婚・妊娠・出産・子育てに関する経済的支援についてなど質問してきました。

特に第1子、第2子への出産祝金については、ミルク、おむつ代等の出費に伴うこと、結婚・妊娠・出産など、おめでとうの感謝の支援、また、出産育児一時金の負担増への経済支援などの実現に向け努力してきましたが、承認されず、非常に残念に思っております。

それでは質問に入ります。（1）希望出生率1.8は達成されたのかについて。国では、人口1億人を維持するためにニッポン一億総活躍プランを策定し、その中で2025年度までに希望出生率は1.8とする目標を掲げています。市においても、国に準じて取り組む考えであるとの答弁でした。そこで、現時点で達成されているのか。また、現時点の出生率、数値はどうか伺います。さらに、目標達成に向けた新たな施策等について伺いをいたします。

（2）目指すべき将来人口についてであります。人口減少は、地域経済及び産業活動の縮小、コミュニティー機能の衰退など、市民の暮らしに大きな影響を与えることとなるが、市として適正な行政サービスの水準を維持するためには、どの程度の人口が将来必要と考えているのか伺います。

（3）二大危機の見解について。人口減少と少子高齢化の意味であります。人口減少

と少子高齢化は、市の最重要課題であると捉えています。この2つの課題を克服しなければ、第2次平川市長期総合プランに掲げている目指す将来像「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」の実現は不可能と考えているところであります。

そこで、新たにどのような事業を実施し、この危機を乗り越えていく考えであるのか、市の見解をお伺いします。

以上について、市長に御答弁を求めます。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤竹雄議員御質問の、人口減少と少子高齢化対策についてお答えをいたします。

希望出生率1.8につきましては、国が平成28年に決定したニッポン一億総活躍プランにおいて、夫婦やこれから結婚する独身者の希望がかなった場合の出生率であり、令和7年度まで達成することを目標とした数値であります。

当市の合計特殊出生率の状況についてですが、県が公表している、直近の市町村別合計特殊出生率では、平成25年から平成29年までの5年間で1.32となっており、国の目標である1.8までは至っていない状況であります。

達成に向けて新たな施策を考えているのかとの御質問であります。これまで実施してきた不妊治療への助成、保育料の軽減、すこやか住宅支援事業のほか、市では令和3年度より、結婚を希望する若者が希望する年齢で結婚し、妊娠・出産・子育てができる環境整備を支援するため、国の補助事業を活用した結婚新生活支援事業を実施しており、昨年度は3件の実績がございました。

今後、これらの事業の周知を図っていくとともに、少子化対策については国の動向を注視して、対応してまいりたいと考えております。

次に、人口減少と少子高齢化対策という二大危機の見解についてであります。議員御質問の、人口減少と少子高齢化という二大危機を乗り越えるためには、常に転入超過の状況にあること、出生数が増加すること、市民の健康増進を図ることが必要であると考えております。

危機を乗り越えるための新たな事業を検討しているかとのことではありますが、全国的に見ても、現時点において特効薬のような施策はないと考えており、これまで実施してきた少子化対策事業に加え、今年度からは体外受精などの生殖補助医療を受けている方への経済的負担軽減のため、保険診療の自己負担分への全額助成を開始しており、これらにより出生率向上に取り組んでまいります。

また、今年度から開始している、目指せ！高血圧ゼロのまち「健康ひらかわ」プロジェクトなどといった、市民の健康増進に資する事業に引き続き取り組むとともに、若い世代の意見を取り入れながら魅力的なまちづくりを進め、転入を増やし、転出を減らすような事業にも取り組んでまいります。

このほかの質問については、総務部長から答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（対馬謙二） 私からは、目指すべき将来人口についてお答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した平川市の将来推計人口では、2040年で約2万3,000人、2060年では約1万5,000人に減少するとされております。適正

な行政サービスの水準を維持するために必要な将来人口についての御質問ですが、平成27年に策定した平川市人口ビジョンでは、2040年で約2万5,000人、2060年では約2万1,000人の維持を目指すことで、若者や子供たちが安心して生活ができ、高齢者の不安感も解消していけるとされております。

今後、令和2年3月に策定した第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少対策に係る各種施策に取り組みながら、他市町村の事例の収集や分析、国や県が新たに実施する施策などを注視して、対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 順次質問しますけれども、希望がかなったらの場合の1.8という答弁でした。これでは、意味なさないと思うんですよね。国に準じて、当市も私の一般質問に答えてるんですよね。私、1.32かそのくらいのときに、一気に1.8でなくて、徐々に1.45にするとか、そういった計画を持たなければならないんだと。希望がかなったらというそういう答弁では、何のために、この少子化の関係で今まで答弁されたのか、非常に疑問に思ってる場所なんです。

そして、2025年までってあと3年しかないですよ。これだけで希望がかなわなかったらそれで、できませんでしたよ。市長ももう2期終わって8年、それから今3期目、最低でも8年間で少子化対策という非常に大事な問題を、今日までいろんな事業やってきましたというふうには答弁されていますけれども、それが本当にならなっているのかって私不思議に思うんですけれどもね。その点については、市長、どういうふうにございますか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤竹雄議員に御理解いただきたいのはですね、この1.8というのは、国のほうで示した目安、いわゆる若い世代の結婚・出産が希望がかなったときの出生率の水準を、いずれ結婚するつもりと答えた未婚者が約9割を占めた国調査と、夫婦が予定する子供の数を前提にして国で示した基準であり、それに市の人口ビジョンの中でも準じていくということでもありますので、当市でこの1.8を目標としては目指していきますが、その数字に関しましては、やっぱり国の示された数字に準じて、市の方でも目標を定めたということでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

それで、じゃあその少子化対策を市のほうで今までやってきて実現しているのかというふうな御質問もありましたけれど、当市といたしましては、他市に先駆けて、様々な少子化対策、今までやってきたと思っております。

今年から新しく始まる不妊治療への助成とか、健康づくりに関しても、高血圧ゼロのまちづくり推進に関するモデルタウンとしての指定を受けて、それにも取り組んでおりますし、御承知と思いますが、当市では令和3年度、社会的な人口動態の中で、転入者が転出者より78人、約80人前後増えております。これは少子化対策を進めてきて、子育て支援に関する住宅支援とか、それらを行ってきた成果が表れてきているものと思っております。特に平川市に移住してきている方々のお子さんが、移住してきてから68名ほど出生しております。そういうこともありまして、平川市は10市の中で唯一転入者が転出者より増加しているという傾向にあるということも御理解いただきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 答弁が長くて駄目なんです。私は過去のことを、いろんなことをどうのこうのと求めてるんじゃないんです。出生率を求めているから。本当にここに子育ての部分ありますよ、事業の関係の。これにそういうこと書いてますよ、こういう事業やったとか。今ここに総合計画もあります。これにも基づいてちょっと質問しますけれども、最終的なこの目的達成するには、希望する若者たちのことを答弁してごさいますけれども、これ過去に結婚について若い人たちの意識調査か何かやったような経緯があるんですけども、その点分かりますか。これ通告してないんであれだけでも、もし分かったら。そのときに結婚しない理由とか、じゃあ子供何人出産するとか、たしかそういう数が出てあったと思ったんですけども。書いてなければ結構ですけれども。

それで、私今この第2期平川市総合戦略の1枚紙、最後の部分にあります。これの5年間の出生数は800人です。5年間ですから、ということは年160人ということになります。この計画で行くと、1.8とは言わないけれども、どのぐらいのパーセントなんですか、特殊出生率で考えたときに。大体でいいですよ。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） まず市民意識調査の内容のほう、ちょっと資料ございましたので。結婚していない理由ということで、第1期平川市総合戦略時と第2期平川市総合戦略策定時の比較について、ちょっとお答えしたいと思います。まず第1期の結婚についてということでもありますけれども、結婚したいという方については304人、第2期においては262人というふうな結果になっております。また、結婚するつもりはないというのが98人、第2期では97人と。それから無回答が第1期は6人で第2期は3人、合計で第1期408人の第2期366人というふうなことになっています。それから結婚したいと考えている人で、結婚したいができない理由としましては、出会いの場が少ない、ないからというふうな方が、第1期で128人であったのが第2期で101人、それから安定的な収入がないからというふうな部分で第1期89人から第2期63人、異性とうまく付き合えないからということが、第1期61人から第2期41人というふうな形で出ております。そしてですね、5年間の出生数についてはちょっと今資料のほう持ち合わせていませんので、ちょっと回答できない状況でしたので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 今、手元に平成29年から令和3年までの出生状況の資料ございますので、読み上げます。平成29年は170人、平成30年が160人、令和元年が166人、令和2年が151人、令和3年が172人という状況です。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） そうすると今までのアンケートの調査で、結婚したいけれども出会いの場がない、これは過去に婚活で何回も質問してます。子供、確かにその子供に1人とか2人とか希望とかあると思うのでそれは別にいいんですけれども、やっぱり経済的に厳しいからってということで、そうした調査の結果が出てると。ですから私、今までもいろんな支援でお願いしますよと。同じこと何回も質問した経緯があります。これは先ほど前半でちょっと述べさせていただきましたけれども。

そこでね、今その160人の件なんですけども、これ子ども・子育て支援事業計画の中にもあるんですよ。これ平成の関係しかね。平成29年に169人って出てるから、えっと新し

く出てるの、この160人という根拠は何だ、800人っていう根拠は。これがあると将来大丈夫だっていう計算なのかな。年やると。で、第1期平川市総合戦略に基づいて、目標達成していないものについては見直してやるんだという答弁もあったし、当然見直さなければならぬわけですけどもね。その点、どうなの。5年間で800人というのは、まあ1.45にもなるのかどうか、その根拠なんだ。その数字、800人という根拠。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） ここですぐ出ないようですので、先に行きますけどもね。いずれにしても、第1期平川市総合戦略と第2期平川市総合戦略、第1期のときの結果、前に質問しました。KPIと。そういったものを再度検討して、第2期に向かっていくんだと。その結果がこう出てきていますけれども、これが本当の少子化対策になるのかなと。5年間で800人。で、過去に、平成27年か、二百十何人ぐらい出てきている年度があったと。ずっとあったと思うんだけども。ここ三、四年で急激に少なくなってしまうと。100人台になってしまったと。ですから、私も過去に1.8をやる場合とか、2人か、最低でも2.5人ぐらい出生数が上がらないと、その1.8には行きませんよというようなことも質問してございます。

で、今若い人たち、特に女性が少なくなっております。それも前にも質問してありますけどもね。要するに結婚される女性の方が少ない時代もここんどこ何年も続いておりますので、まあこういうことを少子化対策の今の、本当に希望がかなえるような方向をつくっていただきたいと、そう思っております。

それから（2）の将来の人口、これもまたはっきり幾らが必要だということは答弁では出てきません。本当に3万人が必要だと。2万8,000人が市にとっては必要なんだと。そういうはっきりした答え欲しかったんですよ。ただ、何年後には2万何ぼとかっていうそういう答弁だけでも、この中に説明書きしてるんだよね。人口ビジョンって。これ見ると2040年で約2万3,000人、2060年約1万5,000人。これはただの国立社会保障・人口問題研究所の将来推計の人口では、ってただ記入されていることなんだけど、本当に平川市がいろんな事業でも住民サービスも低下しない、そういったこと、市長、幾らだと見ていますか。ただ、今の状態で計算すればどうのこうのと、それ2060年とか今読んだようなことでなくて。少子化も上げていくと。その問題も上げていくと、こうなれば人口も当然上がっていくだろうと。市長の考えとしてどう見えますか。何人欲しいですか。何万人。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤竹雄議員のほうから、いわゆる平川市の将来に対してどのくらいの人口があれば、市が衰退しないで発展していくのかというふうな御質問だと思いますが、これらはあくまでも推計でしか答えることはできないと思います。国立社会保障・人口問題研究所では当市の人口は、2040年で約2万3,000人前後、2060年で約1万5,000人ぐらいに減っていくのではないかと推計でございました。

当市といたしましては、現在の状況は社人研の指摘より減少幅が緩やかに今進んでいます。これ出生数が少なくて、亡くなられる方、高齢者が多いという中であっては、自然減が進んでいるという。幾ら出生数を増やしたいとか、あるいは移住してくる人を増やしていきたい、そうやって人口を確保したいといってもその辺は難しいところもあり

ますが、市としてはできるだけ減少幅を緩やかにしていた中であって、人口が多い分経済は活性化していきますし、回っていきますので、そういう対応策を取らせてきたというのが今までの経緯でございます。

ただ私から何万人平川市に人口があれば、経済的にも市の繁栄もするのかという、そういう細かなところまでの数字は持ち合わせておりません。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 出てこない。私できれば3万人確保できればなど。3万人割らない、平川市の将来の人口つくってほしいなど。それにはいろんな事業もあるでしょうし、あくまでも行政サービスできるような、まあ今でもできてると思うけど。今できてるっていうのは3万人割ってませんので。割ったとき下がるとは言いませんけれどね。やっぱり3万人ほしいなど。市としてだよ。

それでこの3番目にちょっと入るけれども、どうやればいいのかっていうこの問題、考えようもないような答弁のような感じするんだけど、これ非常に難しい問題なんですよ。でも難しいけれども、これを克服しないうちには本当に市長が目指す将来像「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」に本当になれるのかなど。そういうふうな思いもあります。

いずれにしても、高齢者も、あるいは若い世代も、ここに住んでいる人たちはみんな幸せでなければいけない。特に今のこの問題は、若者世代の希望がかなうまちづくりなんです。この文言出てますよ。そういう中で、結婚・妊娠・出産への支援ってね。支援って普通やると大体お金のほうが強く感じるんだけど、そっちのほうがいいとは言わないけれども、子育て支援事業の中にも入ってますけど。てっとり早いところお金。なんとか、子供生まれたら、結婚した妊娠した、1万円でもいい、おめでとうの感謝であればいいんじゃないですか。考えておきます、検討するって言ったけれども、結果やってないところを見ると、まあ却下された、そういうことにもなると思います。まあ余分なことはさておいてですね。

いずれにしても、この問題は、特にこの出生数なぜ低くなっているのか、深くやっぱり分析することが必要であると。ですから原点に返ることが私は重要かと思いますよ。このまま何年もずるずるでなくて。二百何人というときもあった、そのとこでもう一度考え直していかない限りは、希望のかなう1.8も行かないだろうし、やっぱりもう一回分析するという。駄目なんだば切らなきゃならないでしょう。また新たな事業やらなければならぬでしょう、そのためには、原点に返って市長どうですか。その意味も分かってもらって、その方向で向かっていきますか。明瞭簡潔でいいですから。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 出生数に関しましては議員から御指摘がありました、平成27年、平成26年頃は200人前後だったと思います。それが結婚される方も少なくなり、また1人で産む数も少なくなったということで、年々減少してきまして、平成29年170名、平成30年160名、令和元年166名、令和2年151名、そして令和3年ちょっと上がりましてまた170名と、こういうふうな出生数の推移でございます。

議員から御指摘がありましたように、人口が増えることはそれにこしたことはないんですが、それぞれの自治体の状況にもよりますけれど、なかなか青森県全体でも先般の

新聞等で御理解いただいていると思いますが、いわゆる出生数が、人口が減っていつている状況、これはなかなか歯止めが利かないところがございます。

ですから本市としては、いかにその減少幅を抑えた中で、地域自治体を維持していくかというところに主眼を置きながら、子育て支援等も含めて、これから工藤竹雄議員の質問にもあるんですが、いわゆる給食費の無償化とか、そういうことを踏まえながら、子育てしやすい環境づくりにも随時支援してきた経緯がございますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 先ほどの石田隆芳議員も2021年の県の出生率動態が出たの皆さんも知っている通りでありますけれども、県自体が1.31、前年より0.02下がってるんですけども、考えてみると非常に人口減少、青森県が下位の方ですよ。順位が45位というふうになってございました。これも我々もみんな、県内の40市町村が入るわけでありまして。県の平均のこれですから。

それで、今の総合戦略のこの計画も、2015年、平成27年に始まったと思うんですけども。10年計画ですから。ちょうどそのとき、地方創生の元年と位置付けられたと思うんですけども、ちょうどそのとき市長が誕生した年でないですか。どうでした。そこだけ。誕生した年だがさ、私忘れてたりしてるといけないので、一言。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 2015年2月に私が市長に就任しておりますので、その年から国のほうでも地方創生の動きが始まったということでございます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 第1の質問はこれで一応終わりますけれども、非常に難しいということだけでとられるんじゃないかと、今までの、新しい政策の課もできたことですから、その課の人たちは非常に苦慮するのかなというふうには私個人的には考えています。ですからいま一度、過去のことを分析して、そして新たなスタートでもいい、切っほしいなど。今までやったもの全部悪いとかそういう意味ではないですから。よいものはよいでそれでいいでしょうし。ただKPIの問題もあります。そういったことも分析しながら、いま一度、平川市民のために頑張っほしいなど。頑張ってもいるだろうけども、さらなる頑張りもほしいなど。そう思っております。

じゃあ、第2は学校給食についての、給食費の無料化について。学校給食の無料化を実施しているが、いつから開始し、どのような内容なのか、お知らせ願いたいと思います。

それから、無償化の目的。経済支援なのか、少子化対策なのか、併せてお知らせ願いたいと思います。

また、平成26年度に消費税が5%から8%に増税された際に、賄材料費が増額となりましたが、給食費は据え置いてきたことなど、これまでにおける学校給食費の経緯について併せて、市長、答弁願います。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 給食費の無償化についての御質問にお答えをいたします。学校給食費の無償化につきましては、令和2年6月から実施しておりますが、これは、新型コ

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、国が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設したことにより、本市においては、子育て世代の市民生活を支援するため、この交付金を財源とした市独自の取組として、学校給食費の無償化を実施したものであります。

無償化の対象者は、市内小・中学校の児童生徒の保護者となりますが、平川市に居住しながら市外の小・中学校等へ通う児童生徒の保護者に対しては、学校給食費助成金により給食費相当分を助成することで、無償化と同等の支援を行っております。

今後も引き続き、子育て世代への経済的な支援が必要であるものと考え、給食費の無償化を継続して実施することといたしました。

また、平成26年4月に消費税が8%に引き上げられた際には、子育て支援のため、食材費の増額分は市が負担することとして、給食費を据え置くこととしたものであります。

なお、令和元年10月に消費税が10%に引き上げられた際は、酒類及び外食を除く飲食物品については軽減税率の対象であり、給食の食材費に係る消費税率は8%のままであったことから、給食費をそのまま据え置くこととしたものであります。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） まず確認をさせていただきたいと思うんですけども、この無償化については令和2年というような答弁だったかと思うんですけども、これ無償化は市長の公約事項の平成26年と違うんですか。私間違っておりましたら、市長もう一度。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 今年度の市長選に当たっての公約の中には、この給食費の無償化を継続するということが公約として出させていただきました。平成26年に私が市長に立候補したときは、第2子以降の保育料の無償化を実施するということが進めてまいりました。令和2年の6月からは、このいわゆる新型コロナウイルス感染症がらみの経済対策等がありましたので、それらを活用させながら、無償化を6月から実施しております。令和2年度、それから令和3年度、そして今年度と国からの支援はどうなるか分かりませんが、皆さんのほうに市の財政状況等をお示しした中で、これは大丈夫だということで、それ以降も給食費の無償化を続けていくということで、現在進めているわけでありまして。そういうところで、御理解いただければと思います。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 一応令和2年6月からと。コロナの関係もありまして、経済支援というふうなことでありました。別に少子化対策でも経済対策でもこれは悪いとかかっていうことでなくね。それは非常にいいことであるんでしょうけども、ただ経済支援でも持続化給付金もあつたり、そんなに経済的には困ってもいないのではないのかなという感じもしないわけではないですよ。使われた方もいて、非常にいいこともあつただろうし、そのまま預金して将来への考え方もしている人もあつたんだろうけども、私はただこれだけでなく、もっとみんなに公正公平にいろんな事業にも支援してもいいのかなと。

今、物価が高くなっています。当然、市の負担もまた多くなるんですよ。賄材料費にしても、いろんなものが高くなっている。それもこれからみんな負担していかなければならない。私今日ちょっと資料持ってきた予定が入ってませんので。そういった困って

いる人っていうのはたくさんいるんですよ。高齢者でも、高齢者以外でも。ですから、過去に商品券でもいい、3,000円、5,000円でもいいから、市民全体にやったらいいんじゃないかと、そういう話もしました。これからますます、そうした物価も上がって油も上がっていろんな問題で負担かかるのはみんな同じです。行政も同じです。市民一人一人みんな同じなんです。ですからこの事業は悪いとは言いませんけれども、その他にももっと支援できないのかなと。本当に公平公正にね。市町村でもこれから考えてもらいたいなど。

給食費はもともと保護者負担なんですよ。ただ国が認めて無料化でもいいですよ。消費税も含んだ内容の資料が、私あつたはずがここにあります。ただ、どのぐらい無料化にするかっていう国の判断っていうのは正しくは出ていない。各地方に任せているような状態なんですよ。本当なら国でしっかりと区分作ったほうがいいですよ。で、消費税が行政で払うんだけど、これも可能ってことは税務署的にはどうなんだ。消費税は国に払うと思うんだけど。我が市でまた国に払う。こういうのについてはどういうふうな解釈すればいいのかな。確かに資料的には、給食費のあれには、消費税を含むんだからとはなってるんだけど、消費税の管轄は財務省。そのとこだけ、教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 消費税の増税分についての取扱いを今お聞きになってるのだと思いますけれども、今回の保護者が負担いたします給食費に含まれる消費税、これにつきましては直接補助、軽減しているのではなくて、学校給食センターの経費の一部に公費を投入しているという形でありまして、給食センター特別会計の消費税申告においても毎年その分は適切に処理をしていることでありますので、問題はないと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） まあいろいろと厳しいこと言ったかも分かりません。私はちょっと厳しいという考え取らずに、市民のために何とかしなければいけないと、そういう気持ちでね、質問させていただきました。ただ本当は、給食費もうちょっと聞きたかったんだけど、ちょっと資料。

そういうことで、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（桑田公憲議員） 15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。午前11時40分まで休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、8番、長内秀樹議員の一般質問を行います。

長内秀樹議員、質問席へ移動願います。

（長内秀樹議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員の一般質問を許可します。

○8番（長内秀樹議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第3席、議席番号8番、誠心会の長内秀樹です。それでは通告に従いまして一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

最初に1 家屋全棟調査についての、(1) 調査の目的、期間、対象、方法についてであります。さて、この質問のきっかけは、市民の方から私に1本の電話が入ってから始まりました。その内容はこうです。隣の独り暮らしの家の状況を見て回っている人がいる。役所の方のようにも見えるが、不審者にも見える。今、市役所では家を調べているのかとの電話です。いろいろお話を伺うと、隣の独り暮らしの人は今日は不在で留守にしているのに、勝手に家の周りを見て歩いたり、非常に怖かったと、そういう電話の内容でした。後で分かったことですが、これは昨年実施した、税務課の固定資産税の家屋全棟調査であると判明しました。我々議員には、この家屋全棟調査については説明がありませんでした。

そこでお伺いします。今年も実施している、この家屋全棟調査の目的、調査を行う期間、対象物、調査の方法についてお知らせください。また調査の際、先ほども申し上げましたとおり、不在の場合の対応や調査員のなりすましなど、不審者対策についてもお知らせください。

次に、(2) 結果とその後の対応についてお伺いします。この調査は令和3年度から令和5年度にかけて実施すると、先般の広報ひらかわにも記載されておりました。そこで、昨年実施した結果についてお伺いします。調査した結果、家屋の新・増築または取壊しが判明した件数についてお知らせください。また、このような家屋の固定資産税の課税はどのように対応するのか、これもお伺いします。以上、家屋全棟調査についてお伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 私からは、家屋全棟調査の目的についてお答えをいたします。

今回のような市内の全ての家屋を対象とする全棟調査は、昭和40年代から昭和50年代に旧3町村で実施しておりますが、平川市としては今回が初めての実施となります。

これまで、建築確認申請や登記の異動、所有者等からの届出、あるいは税務課職員の巡回によって、家屋の新築や増築、取壊しなどを把握し、調査を行ってきたところですが、例えば、確認申請を行わず建てた家屋や、法務局から照会のあった建物登記と課税台帳の不一致などの事例が見られてきたところでもあります。

そのため、市内に所在する全ての家屋と課税台帳を突合することで、現在の家屋の実態を正しく把握し、公正かつ適正な固定資産税の課税を行うことを目的として、全棟調査を実施するものであります。

このほかの質問につきましては、財政部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長、答弁願います。

○財政部長（西谷 司） 私からは、調査の期間や対象、そして調査方法についてお答えいたします。

まず、全棟調査の期間は、調査に要する業務量を勘案し、令和3年度から令和5年度までの3年間としております。全棟調査の対象は市内に所在し、固定資産税の課税対象となる家屋全般であります。全棟調査の方法であります。まず一次調査といたしまし

て、実際現地に赴き、家屋の現況を外観から確認し、課税台帳と照合します。この一次調査の結果で未評価の家屋が確認された場合は、改めて二次調査といたしまして所有者等の立会いの下で建築時期など聞き取り調査いたします。

次に、所有者等が不在の場合の対応についてお答えいたします。一次調査においては所有者等の立会いを求めておりませんので、居住されている方が不在の場合であっても調査を行います。二次調査は必ず所有者等の立会いの下で行いますので、所有者等が不在という状況はございません。

調査員のなりすましの対策につきましては、調査対象となる区域へ毎戸チラシによる周知を行うほか、調査に従事する際には、職員は顔写真入りの身分証の携帯と「平川市税務課、家屋調査中」と表示された蛍光色のビブスを着用して調査を行っております。

次に、調査の結果とその後の対応についてお答えいたします。令和3年度に実施した調査において、課税台帳に登載されていない賦課漏れが判明したものは852件、課税台帳に登載されているが実際には建物が存在しないものは463件となっております。

賦課漏れにつきましては、建築年や用途を所有者から聞き取った上で評価し、翌年度から課税いたします。また、なくなった家屋に対しましては、翌年度以降課税しないこととしております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） いろいろ分かりました。これから再質問していきますけれども、ちょっと基本的なことお伺いします。事前に通告していないところもあるかも分かりませんが、分かる範囲内でお答えください。

まず一つには市内の家屋棟数、戸数、1つ。そのうち、家屋の固定資産税の総額、金額。それから、令和3年度の調査して、未評価が852棟あったと、その相当税額、852棟あったものが、仮に税金かけた場合は幾らの金額になっていたかと。それから滅失家屋、台帳にあったけども実際見当たらなかったのは463棟というお話を伺いました。それにかかっていた相当税額は幾らであったか。以上、この4点ほど基本的なことお分かりでしたらお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） お答えいたします。まず市内の家屋総棟数でございますが、2万6,039棟でございます。この家屋に課税されている固定資産税の総額は、5億5,330万円ほどとなっております。それから、今回の調査によりまして、まず、未評価となりました家屋852棟分の相当の税額につきましては343万3,900円。それから、一方で滅失となっている463棟についての相当税額が89万1,300円でございますので、未評価から滅失を差し引いた固定資産税の税額として254万2,000円ほどの超過というふうになっております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 分かりました。市内に約2万6,000棟あったと、その固定資産税額が約5億5,000万円。そして今回、令和3年度の調査をしたら、254万2,000円の事業効果があったと。事業効果っていうのもおかしいね。あったということでございますよね。はい分かりました。

じゃあ、このことを踏まえまして、また質問させていただきます。今回の調査に当た

ってプラスになったものというのは、普通一般には、この調査に当たって、追加で造ったものがいわゆるプラスになったと思います。よく追加で造ったものがうちを建ててその後造るのは風除室あります。それから物置、こういったものが、逆に固定資産税の対象になると思っていました。また反対に、今最近見られますカーポート、吹き抜けの、よく今建ってますけど、こういうもの、壁のないものは対象外というふうに私も聞いてございますけれども。今回こういうもので固定資産税の課税対象となるか否かを、やはり納税者である市民の方に周知して調査したもんですか。この辺、ただ調査に行きますという事前のチラシを毎戸に配布して調査に行ったんですか。調査の方法についてちょっとお伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 今回の家屋全棟調査の実施に際しまして、個々の構築物が課税対象に当たるか否かについて、市民の方々に判断を求めることはございませんので、議員御指摘の課税対象に関する事前の周知や説明はしておりませんでした。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 先ほど市長の答弁で、昭和40年から昭和50年代に、旧市町村単位で初めてこういう調査したと。それから何十年も経ってからの今回の調査です。やはりこういう調査をするに当たっては、事前に住民説明会を行うべきではなかったんですか。やらなかった理由についてお伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 今回の全棟調査の実施につきまして、広報誌及び市ホームページへの掲載のほか、毎戸配付及び納税通知書を同封したチラシによりまして周知を行っております。また、調査内容も通常の税務調査の一環であることから住民説明会の開催はなかったものでございます。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 令和3年度実施終わりました。令和4年度も先般の広報を見ますと、6月からもう実施しております。そして令和5年度においては、尾上地域と碓ヶ関地域がやるんだというふうにも伺っていました。これも同じやり方で住民には納税通知書とかそういうものでお話をし、また調査の例えば町会長さんにもお話しもしないで、やっていく姿勢について、市長どう思いますか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 全て住民に説明して調査をするという方法もあろうかと思いますが、今回の場合は数十年ぶりの調査ということで一次調査、そして、その中で分かった中であって、二次調査に関しては住民の方に連絡をした上で立ち会っていただき、調査をするというものでございますので、今のやり方で不都合があるというのであれば、また直していかなければならないと思いますが、現在の状況の中ではそういうのは生まれていないというふうにお聞きしております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） そこは分かりました。調査の実施体制についてお伺いします。今回の調査は税務課の職員が直営で実施しているとお伺いしています。この全棟調査いろいろ調べてみますと、いろいろ聞いてみますと外部委託もあります。この調査の方法、

一次調査にはいろいろ調査員の主観が入って、これは課税のところの判断のところとか、いろいろ面倒なところも出てくると思うんですよ。今回は職員が直営で実施していますが、こういう調査を外部委託で他市において行っていますけれども、今回直営でやった理由、それから今回直営で市として初めて1回調査したわけですから、方向として今後も直営でやっていくんですか。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） その実施体制でございますけれども、全棟調査実施の準備といたしまして、航空写真に重ね合わせた確認ができる家屋図データ外部委託により作成しております。実施調査につきましては、議員が御指摘のとおり、外部委託も検討いたしました。今回の新型コロナウイルス感染症の状況に加え民間事業所が調査を行うことへの納税者への抵抗感や業務委託費用の増大が懸念されたこと、さらには税務課職員が直接納税者に説明することが必要と判断したため、直営での実施としたものでございます。

また、今後ですね、今回3か年で計画しております、その後にも、将来同様の調査を行う場合につきましては、今回の調査により市内全域での家屋図データが整備されることとなりますので、今後は、航空写真と家屋図データを突合することで、より効率的な家屋の調査を直営により実施していくことが可能と見込んでおります。

○議長（桑田公憲議員） 昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） また続けていきたいと思えます。令和3年度に平賀地域調査をしたというようなことを聞きましたけれども、令和3年度の調査において訪問先の住民から不快感とか調査の受入れ拒否、こういうような事例はなかったのか、また、調査の受入れを拒んだときとか、そういうような対応はどのようにするんですか。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 調査の実施に当たりまして、今回の市民の反応でございますけれども、私どものほうも事前にその現場に行きまして、居住者への挨拶や説明をした上で実施することを基本としてございますが、令和3年度では実際居住者が外出しようとしていたところに税務課で訪問した、あるいは在宅していたにもかかわらずそれに気づかず声がけをしなかったことに不快感を示したというような事例が若干ございました。

家屋調査拒否ってというような話でございますが、これは先ほども言ったように税務調査で行っている取組でございますので、その辺は法に照らし合わせて対処していくこととなります。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 分かりました。ちょっと話戻りますけれども、調査をしました。じゃあそれを基に課税するわけですが、もう一回改めてここを整理したくて

お伺いします。令和3年度に調査したものは、いつから課税になるのか、そして、今回3年に分けてやるということですが、早く調査したところは早く課税になるのか、また、まとめて1回で、用意ドンでスタートするのか、その調査した後の課税のことについてお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 調査結果をいつ反映するのかという御質問でございますが、例えば令和3年度に調査した結果については、実施調査時の翌年度に賦課漏れは課税いたしますし、一方で滅失済みのものにつきましては、速やかに翌年度から課税をやめるというような対応の仕方を取らせていただいております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 令和3年度からスタートした地域と、令和5年度からスタートした地域で不公平感が出るような感じを受けるわけですが、なぜ早いところと遅いところの差異をつけたのか、理由がありましたらお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 今回3か年で実施するという事は先ほど申し上げたとおりでございますが、まず一番初めに平賀地域から始めた理由としましては、固定資産税の家屋図のデジタルデータが既に存在していたということで、このデジタルデータは航空写真に重ねて見ることができます。ただ一方で、尾上地域と碓ヶ関地域につきましては、これまでその家屋図データなるものがなくて、今般この全棟調査を実施するという事で、今発注済みでございますので、翌年度にはその地域の分も出来上がってくるんで、随時行うこととするため、今回先にデータがあった平賀地域からというふうになります。

また、特に早くやったから不公平だということではなくて、そもそもこれは本人の申立てにより、こういった課税の実態をお知らせ願うのが本当は理想ではございますけども、この知り得る手段として、今これを順番にやったことで、賦課漏れの方はそう思うかもしれませんが、一方で滅失漏れ、建物があってもかかわらず課税されていた方に対しましては、それは早く整理がつく、逆に喜ばれるということにもなります。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） はい、分かりました、大分分かってきました。調査するのは税務課の職員ということで、やはり人が行うということになりますと、税務課の職員が行いますと、どうしても自分の主観で判断するかと思うんですよ。いくらマニュアルがあろうがその辺どうですか、やはりそのものによってはこれは課税になる、いやこれは課税にならないとか、その判断でグレーのゾーンがあるかと思うんですけど、その辺の対応はどのようにやってるもんですか。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 議員御指摘のとおり、そういった事例は現場に参りますとたくさんございます。ですが、一次調査のときにそれを判断するのは、確実にイエスかノーかの場合だけであって、おそらく今申し上げたグレーゾーンの場合につきましては、一度持ち帰り、国の評価基準に照らし合わせたり、場合によっては裁判の判例を参考にしながら判断させて、後に回答させていただいてるのか実情でございます。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） そうしますと、一旦持ち帰ってみるわけですが、見るに当たってこの調査の評価要綱とか評価要領とか、そういうような基準値を何かマニュアルにした、書いてるような小冊子とかそういうものあるもんですか、市では。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） この評価の仕方については、一般的にやはり該当するような固定資産、家屋についてのそういったものについても、パンフレット等がございますので、それは毎回、全市民にというわけにはいきませんが、それは今後において検討したいと思います。家屋についての基準は、あくまで国の基準に準じてやっておりますので、市が独自の判断でやってるといえるものは、現在そういったことではなくて国の基準に従ってやってるといえるものでございます。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 大分私も勉強させていただきました。分かってきました。ただ、どうしても腑に落ちないところ、腑に落ちないっていうんですか、今回のこの調査をするに当たって、いろいろ今お話しのようなことが、市民の方はほとんど分からないと思うんですよ。そんな全く分からないような状態で市が今回調査に当たったということ、そして我々議員のところにもこういうものがやりますよという説明がなかったこと。この辺についてはちょっといささかなあという感じを受けます。ですので、今、実際令和4年度実施してますけれども、このこれからやるところに当たっても、やはり事前に町会長さんなり、いろんな関係者のところにやりますよとか、何かこう方策を考えていただきまして、やはり税の公平さ、これを求めていくべきかと思います。業務多忙だと思えますけれども、その辺をやってもらいたいという要望もお話し申し上げまして、今回はこの件は終わります。いろいろ本当に勉強になりました。

続いて、2 県立柏木農業高等学校生徒の全国募集に係る支援についての（1）支援の背景と経緯についてお伺いします。青森県教育委員会が策定した高校の改革推進計画の第2期計画に、本市にある県立柏木農業高等学校が、来年度から5か年間、全国から生徒募集することとなり、募集開始に向けては市の支援が条件と伺っております。そこでまず伺います、今回市が支援することに至った背景と経緯についてまずお知らせください。

次に（2）支援内容とその財源についてです。今回の全国募集に対し、市が支援する具体的内容、それに対する財源の確保についてお伺いします。県立高校の募集に介して市の税金で行うのはとか、その辺などのことについてお伺いしたいと思います。最後に支援による効果についてお伺いします。市として今回の柏木農業高校が全国募集を行うことの効果やメリットについてどのように考えているのか。また令和5年度から令和9年度までの5か年間全国募集をしようとしていますけれども、目標数値とかそういう数字的なものがあるのかどうかお伺いします。以上、市が県立柏木農業高等学校の全国募集に関わる支援についてお伺いしたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問の青森県立高等学校の生徒の全国募集につきまして、お答えをいたしたいと思います。支援の背景と経緯についてであります。青森県立高等学校の生徒の全国募集につきましては、県外から目標を持った生徒を受け入れて高校の活

性化を進めるという趣旨の下、県教育委員会が令和3年11月に策定した青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画によって導入が決定されたものであります。

対象となる高校は、第2期実施計画で地域校に指定する高校、または、過去5年間の定員充足率の平均が90%以下の高校のいずれかに該当する場合に、高校が所在する市町村の意向等を踏まえながら実施するものであります。柏木農業高校につきましては、過去5年間の定員充足率の平均が73.4%となったため、全国募集の対象校となりました。

これを受け、県が示した趣旨に基づき、昨年8月より柏木農業高校と協議を重ね、市が県外生徒の受入れに際し、生活面での支援を行うことを盛り込んだ計画書を県教育委員会に提出し、3月25日に全国募集導入校に決定したものであります。

次に、本事業による効果についての御質問であります。県外から目標を持った生徒を受入れ、柏木農業高校の活性化を進めるとことはもちろんであります。県内でも数少ない農業高校としての魅力を、全国から入学する生徒に体感してもらい、卒業後には、りんご栽培などを中心とした農業経営の担い手として、平川市に定住して活躍していただければと考えております。

また、本事業で予定している5年間の目標数値につきましては、令和5年度で3名程度、5年間で15名以上を目指したいと考えております。その他の御質問につきましては、総務部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（対馬謙二） 私からは市が実施する予定の支援につきまして、御説明いたします。

まず1つ目として、柏木農業高校の教育の特色づくりや効果的な情報発信について、意見交換を実施していくとともに、学校教育活動における市有施設の活用を支援するなど、柏木農業高校の魅力づくりのための支援を行っていきます。

2つ目として、生活環境の確保について、弘前市内での下宿先の確保や、下宿費用などの生活費、通学費用の一部を補助する予定であります。

また、その他の支援として、入学時に係る制服代等の補助、帰省する際の費用補助のほか、市が実施する事業への参加誘導や情報提供、農作業体験や農家民泊体験なども予定しております。本事業に係る財源については、現時点では一般財源を予定しておりますが、今後、他県の状況なども確認しながら、補助事業が活用できるか検討してまいります。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） いろいろ、これからちょっとお伺いしたいと思います。まず最初に背景として充足率73.4%だったと。それで今回柏木農業高校さんがというようなお話を伺いました。ずっとこう話の中で、私がやっぱり一番おかしいなあと思うのが、生活支援のところだと思うんですよ、下宿先という言葉が総務部長からお話ありましたが、市内に下宿先を求めるんじゃないんですよ、なんか前の説明会のときにも弘前市だというようなお話も頂きましたけれども。その辺一般財源を使ってそうやるんですか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（対馬謙二） 現時点で調査した結果ですね、市内のほうには受け入れる先

がないので、やはり弘前市のほうの弘前大学の下宿のほうが多いというふうな部分もございまして、確認した結果、2施設の下宿先を確認しております。したがって、市内にはないということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） いろいろこういうこれ3月25日で生活面の話検討して決定になったと思いますけど、そのときはこういう話をしたんだと思うんですよ。下宿先は弘前市にという形で、弘前市から通うのに対する支援もしていこうというようなお話をしてきたんだと思いますけれども、私もこの話を聞いてから、いろいろ調べたり聞いたりしまして、その中でこういう提案をしてみたいんです。

全国募集のやり方ですけれども、やるに当たって、ふるさと留学というものがございまして。本市に住所のある人のお孫さんとか親戚の方とかいろいろあります、県外に。そういう方々、親類や縁者の子弟に対して、まず来てもらえないかと。例えば私の子供のその子供、孫ですよ、私がその受入れ先となってみていくという形の、ふるさと留学のようなシステム、これをやれば、いろいろまたそう違うのが出てくるかと思えます、やり方として。まずこのふるさと留学をするに当たって親類や縁者が受入れ先となることで生徒の父兄、安心はできます。そして生徒自身も親戚だとか親類とか、まあいろいろな関係から非常に心のケアといいますか、そういう面もいいようなこと感じられますけれども、このふるさと留学について、事前にお話もしましたけれども、市の見解はいかがなもんですか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 現在ですけれども、今長内秀樹議員のほうから提案のあったふるさと留学については、今の段階で検討はしてございません。ただですね、やはり長内秀樹議員もおっしゃられるように、来る人が安心できる、それから心のケアもできるということも、これまた理解できる場所もあります。したがって今後ですね、ふるさと留学のような仕組みにつきましては有効的だというふうに考えますので、今後周知方法や支援内容なども含めて具体的に検討してみたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 一緒にお伺いします。先般のこの話頂いたとき、市長は、島根県の日本海に浮かぶ隠岐島にあります、海士町。海の武士の士て書く町、海士町あります。たしか市長は海士町の話をしていただきました。あそこは島留学ということで全国から何か集まっているというようなことを市長も話されましたけども。今回の柏木農業高校に、全国からそうやってやってきたときに、やはり海士町みたいところは、非常に先進地事例として勉強になるかと思うんですけど。例えば今回、平川市初めてこういうことやるに当たって、例えば、職員を海士町に派遣して勉強してこいとか、市長、その辺どう思いますか、そういふことやれば。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 海士町などの先進地に職員を派遣してはどうかというふうなお話しだと思いますが、先ほど御質問のふるさと留学ですか、あれもそうですけれど、この事例に関しましては、青森県でも初めてやることになるわけでありますから、先進地は

視察しながら、どういうふうな対応をしていったらいいのか、例えば授業のカリキュラムと在り方とか、あるいは進学率がその後どうなるかとか、そういうのは様々検討する余地はあると思います。

昨日、おとといと行われたオンラインでの募集等に関しましては、柏木農業高校はりんご生産とか、あるいは部活のほかではやっていないなぎなたとか重量挙げ、さらには平川ねぷたまつりに参加の事例とか、そういうのを取り上げながらPRしたようですが、ほかにも柏木農業高校としてPRできるそういうふうな事例、あるいはまた柏木農業高校のみならずほかの県でどういうふうな、県外からの受験生っていますか、生徒を受入れているのか、そういうところを参考にしながら今後も取り組むことが大事だと思いますので、柏木農業高校と協議しながら進めていきたいと思ひますし、当市の職員もそちらのほうの視察等に派遣して勉強してくるのはやぶさかではないのかなと思ひます。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 先ほど5年間で15名以上と、その一番最初が来年度から始まるわけです。とりあえず3名始まるようです。まずこのためにはその子供たちが来たとき、どういうスタイルで子供たちが3年間生活できる環境を整えるか。親御さんにすれば中学校終わってすぐ県外の学校に出すわけです。よほど魅力のある学校でなくちゃいけません。また、よほど生活が安定して、自分の子供を本州の最北青森県に送ってやろうと、そういう気持ちで出してくるわけですから、その辺は、いろいろこう考えるところあるかと思ひます。また同様に、そこがしっかりしていれば、発信もできるんです。今なんか聞いていると、まだどっちの方向でどうなのか、そういう感じを受けます。その中で先ほど市長もお話しになりました、平川らしさでお話しになりました。農業の話、りんごの話をお話されましたけども、全国募集に関しまして、平川らしさをどのように出していくのか。もうちょっと具体的にお願ひします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 今回の柏木農業高校生徒の全国募集につきましては、柏木農業高校のPRが優先されるべきと考えております。

PRの中では、先ほども申し上げましたが、りんごや桃の栽培、また、それらを使った商品開発など、平川らしい部分も含めた、柏木農業高校の魅力を多くの中学生や保護者に発信していければというふうに思っております。

また、私が募集の先導的役割を果たして実施すべきとの御意見であります、県立高校であります。まずは高校や青森県が高校の活性化を進めるという趣旨の下、全国募集を先導的に行っていくことが第一と考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 分かりました。まずはそっちのほうだということですね。では、ちょっと違うほうから、県立高校だということでも市の予算を投入するわけです。市の予算、税金を投入するその事業の範囲、先ほど生活面での支援いろいろお話しになってましたけども、どこまでが市の予算で対応できる範囲と考えてるんですか。その市の予算の投入する事業の範囲を分かっていたらお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 御質問の市の予算を投入して実施する支援の範囲についてでございますけども、現時点では令和4年度で予定している、学校見学参加費や制服代などの就学費への支援。また、令和5年度において予定している生活費や通学費、帰省費などへの支援までと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 制服とか生活費のその辺、何かもつとここもちょっと、一般市民が受けるのに、税金がそこまでなのか、何か引っかけかかります。市長にちょっとお伺いします。今回の全国募集に一般財源、つまり市民の税金を使うわけです。本来は県立高校ですので、県費を使うのが、私は筋かと思えます。例えば市として県に重点要望事項だとか、国の留学資金の支援だとか、その辺を御要望できないもんですか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 県からいただいた今回の募集の対象校の条件の中には、市で財政支援というよりは様々なその高校生を呼び入れるための計画を作成して、その上で青森県教育委員会のほうに、平川市では柏木農業高校の、そういう支援をするから存続させてほしいというふうな要望をお願いしております。

ですから、その件に関しましても、今後様々な検討する県との協議の中で、国の支援や財政支援等ができるようであれば、そちらのほうもまた活用したいと思えますし、お話しもさせていただきたいと思えますが、現在いわゆる全国募集校に認定されるまでの要望の中で、市のほうでこういう支援をするから全国募集の認定校にしてほしいという計画書出して、それが認められた上でのこの事業着手ということになりますので、今、県内では4つの高校が手を挙げておりますが、そういう状況であるということも御理解いただきたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 確かに現在4つの高校、鱒ヶ沢高校は鱒ヶ沢町の町民に対して里親を募集してますよね、大々的に新聞に出てますよね。これから平川市はいろいろそういうことを市民にも県民にもアピールしていくかと思えますけれども、何かスタートが固まっていないような感じ受けます。それから市民にもこのことを早くに内容を充実させて教えなくちゃいけません。コロナ禍でありますけれども、もう決まったんですから、行動を移していく時期かと思えます。何かこのままでいきますと、結局来なかったよ、というふうに終わりそうな感じします。目標立てたんですからぜひとも3名は確保したいと、そういうようなことでぜひ進めていただければと思います。もうちょっと力を入れてやらないと、声は出したものという、この辺についてはそういうことを、ちょっと進めていただきたいということをお願いして終わります。海士町にも、やはり職員も派遣していろいろそういう先進地を勉強して、全国から来る子供たちの親御さんが平川市にやってよかった、そう思えるような、今一步踏み出そうとしてるんですから、一つ緊張感を持って進めていただければと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 8番、長内秀樹議員の一般質問は終了しました。午後1時45分まで休憩いたします。

午後 1 時33分 休憩

午後 1 時45分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4席、7番、福士 稔議員の一般質問を行います。

福士 稔議員、質問席へ移動願います。

（福士 稔議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員の一般質問を許可します。

○7番（福士 稔議員） ただいま議長から一般質問の許可を得ました、第4席、議席番号7番、誠心会の福士 稔でございます。30分ほど予定してございますのでよろしくお願いをいたします。

先般3月議会の一般質問で、コロナ対策と経済活動ということで一般質問をさせていただきましたけれども、今回はその続きとさせていただいて結構でございます。ほとんどがイベントに関することでございます。

まず、大項目の1 平川ねぶたまつり開催についてお伺いをしたいと思います。

まず、今現在国では、外国人観光客を1万人から2万人、再来月からはG o T o トラベルの再開、今経済活動が非常にこう重視されてきた時期でもございます。国の方策としては、やはりコロナがある程度出ても経済活動を優先していく、そういうふうな考えに立っていると思います。今回、3月の議会でも質問させていただきましたが、平川ねぶたまつりが、開催の方向で検討していると、そういうことを後日聞かされまして大変喜んでおります。先般5月28日のひらかわねぶた連絡協議会の総会で、おおよその日程等が決まった模様でございます。私も商工会へ行ってちょっと確認をさせていただきました。

それでは、(1)から(7)までのちょっと数が多いんですが、私が聞きたいことを全てこの中に質問として書かせていただきました。質問の趣旨を述べたいと思います。3年ぶりの開催が予定されている平川ねぶたまつりに関して、私が聞きたいこの7項目に分けてお尋ねをいたします。感染状況が日々変化する中、答えづらい面もあると思いますが、現時点でのお考えをお知らせいただきたいと思います。

1つ目は、開催日と時間帯についてです。開催日はこないだの総会で決まった模様です。それはさておいても結構です。従来2日間の開催から時間短縮も含め変更があるかお知らせを願いたいと思います。

2つ目は、コロナ感染対策についてです。祭り開催に当たり、どのような対策を講じる考えがあるのかお知らせをいただきたい。

3つ目は、参加団体、運行コース、観客制限についてです。コロナ禍における参加予定団体数を、また平賀駅前の電線地中化工事などが完了し、従来運行コースとは違い、運行コースが変更となる計画でしたが、この状況においてどういうふうになるのか、加えて、沿道では人数制限もなく、自由にねぶたを見ることができるとお知らせください。

4つ目は、夏場のマスク着用についてです。夏の暑さなどを考えると長時間のマスク着用は息苦しく、熱中症のリスクも高まると思います。先般、政府がマスク着用の場面

を整備しておりますが、観客や祭り参加者のマスク着用について、どのように考えているでしょうか。

5つ目は、飲食についてです。禁酒とする、専用スペースを設置するなど、対応方法も様々考えられます、いかがでしょうか。

6つ目は、監視員についてです。祭りを安全安心に開催するためにも、感染防止対策を取られていない方に声かけなどをする監視員が相当数必要と考えます。そのようなお考えがあるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

最後の7つ目です。感染が再拡大し中止となった場合の対応についてです。まあ私は祭りをやる方向で考えていますので、ちょっと聞くのはおこがましいとは思いますが、やむを得ず中止する可能性があるかと思えます。既にねぶたの制作を始めている団体もごぞいます。このやむを得ず中止となった場合は、山車の展示だけでも、またお盆の14日には、あどの祭りもごぞいます。今のねぶたまつりとはちょっと趣向が違いますけれども、そういうことも含め、何かしらの方法でお客さんに見てもらおう。マックの、車でただ見る、ああいうドライブスルー、そういうふうな方式でも構いません。中止にならないほうがいいんですけども、もしやむを得ず中止となった場合は、そのような対策を取る気持ちがあるのか、予定はしているのか、この7つのことについて、市長にお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 福士 稔議員御質問の平川ねぶたまつりの開催についての御質問に、順次お答えいたしたいと思います。

最初に、開催日と時間帯であります。先ほど答弁は要らないというお話がございましたけれども申し上げます。8月2日、3日の2日間の日程で開催し、時間は18時30分を開始予定としております。これまでは、8月4日を予備日としておりましたが、警備に充てる人員確保が困難なことから、予備日は設けないこととしております。

次に、コロナ感染防止対策についてであります。市では、祭りに関するガイドラインと感染防止安全計画を作成し、現在、県に内容の確認をお願いしております。主な内容としましては、来場者の検温、手指消毒、連絡先の把握を行うほか、マスクの着用や距離の確保、大声を出さないなど、基本的な感染防止対策について、会場アナウンスやスタッフの巡回による注意喚起で対応するものであります。

次に、夏場のマスクについてですが、はやし方の一部や2歳児未満の子どもを除き、祭り会場を訪れる全ての方にマスクの着用をお願いすることとしております。議員御指摘のとおり、国では、人との距離が十分に確保できない場合であっても、会話が少ない場合は、マスクの着用は必ずしも必要ないと基準を緩和したところではあります。ねぶたまつりは、会話の少ないイベントとは言えないことから、皆様にマスクの着用を求めるものであります。

次に、感染が再拡大し、やむを得ずまつりが中止になった場合の対応でございます。まつりの開催可否の判断については、県の指示・助言を得ながら実行委員会で協議し決定することとしております。現在、県の方針としましては、緊急事態宣言の下、医療の逼迫が見込まれる場合において、イベントの中止など強い行動制限を伴う要請を行うとすることから、今回のねぶたまつりを中止せざるを得ない場面とは、相当深刻な状

況であります。

そのような深刻な状況下においては、代替イベントの実施も難しいものと考えております。このほかの御質問については、経済部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からまず、参加団体・運行コース・観客制限についてお答えいたします。

参加団体については現時点で、20団体が参加、9団体が不参加の意向を示しています。

運行コースは、今年度からイオンタウン平賀南側出口付近を出発して、ピザテンフォアがある交差点を右折、平賀駅前で解散となり、距離はこれまでの約600メートルから約1,000メートルに延長となります。

観客の制限につきましては、感染防止対策を遵守いただくことと、感染リスクの高い方はあらかじめ観覧を自粛いただくことが前提となりますが、沿道の観覧者数は制限しない計画としております。

次に、飲食についてお答えをいたします。会場には、飲食・飲酒のための専用区域を設ける計画としておりますが、これ以外の場所においては、原則として、観客・まつり参加者とも、水分補給等を除き、飲食や飲酒は自粛をお願いする考えでございます。

次に、監視員についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、観客や参加者の感染防止対策を徹底するには、看板設置や会場アナウンスのほか、スタッフによる巡回や状況に応じた声かけが必要となります。これらの対応を行うため、今まで以上に多くのスタッフを配置する計画としております。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 大体の筋は読めました。ここで私から項目別に、再質問すればよろしいんでしょうけれども、もう既に決まってる部分もございますので、この中から3つ、4つほどお聞きしたいと思います。

まずは、参加団体についてです。先ほど20団体ということでしたけれども、コロナの影響が長引いて、なかなか間に合わない地域もあるかと思えます。これは致し方がないと思えます。観客制限は設けない、間違いないですね。

次のマスクについて、再質問をさせていただきます。マスクは、先ほど運行団体も観客も全てマスクを着用とするのを義務づけると市長もおっしゃいましたけれども、夏場です。運行する方は大変です。

文化継承の面もあり、それこそ子供たちのためにやる祭りもねぶたまつりの一環でございます。特に子供たちがマスクをするというのは、見に来る人はいいいでしょうけれども、やはり子供に対する配慮が少し欠けているのかなと、そんな感じはします。

基本的な対策としては、別に文句のつけようがございませんけれども、コロナがなくなっただけではありません。まだまだ続くかと思われまます。ただし、新聞の報道でもありましたが、今日除いて前3日間、一番多い金曜日が208人、土曜日が185人、日曜日は137人と、感染者もだんだん少なくなっているのか、休日だからこういう状態になるのか、それは私もよく分かりませんが、数字的には大変好転をしていると考えてございます。

やはり、祭りは楽しくなければいけません。マスクは、今まで2年間皆さんがマスク

してるんです。私は観客がよそから来てもマスクをしてくると思います。もちろん掲示板で、そういう対策も必要だと思いますけれども、私はぜひともこの運行をする人、声を張り上げる人もあります。躍動感を楽しむわけです。声のないねぷたまつりはやらないほうがいいと思います、私は。

そこら辺のところもう少し砕いて、感染対策としてでなくて楽しい祭りをするために、子供たちは本当に私はかわいそうだと思います。小学校5年生、6年生、中学生、2年間中止したので中学生は最後です、ねぷたまつりに参加するの。大体、高校生になればほかに行ってしまう。やはり子供たちにとっては、すごく大事なわけです。我々も大事なわけですが、子供たちにとっては青春の一部ですので、やはりそこら辺のところ、人がいるときはマスクしてもいいけども、やって沿道歩いたりそういうときは、マスクはやはり外す方向性で、ねぷたの実行委員会をこれから何回かあるかと思いますが、そういうお話もされてみてはいかががかなと。反対するわけではございません。そこら辺のこのマスクについて、ほんとに私このマスクについては、今私話しても苦しいです。

だからやっぱり夏場のあの声を出してやるイベント、ねぷたまつり、みんなマスクしてれば誰か分かりません。やはり、そういうところをもう少し柔軟に、これからやっていただけるようにしていただけないでしょうか。市長でも担当部長でも結構です。ありましたらお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいまマスクの着用、イベント時のマスクの在り方についていろいろ御質問いただきました。まず、見る側のマスクの考え方につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたし、また国・県のほうからマスク着用に関する考え方というか、緩和されたものが示されております。

今回ねぷたまつりでございますので屋外なわけです。県のほうから示された着用の考え方については、屋外であれば人との距離が2メートル以上を確保できているならばマスクを外すことを推奨と。議員懸念の夏場の熱中症の関係もありますので、そういった場合においてはマスクを外すことを推奨しております。したがって、イベントの中での人との距離は2メートルっていうのはかなりになりますので、実際問題としては基本はマスクを着用していただく、当然水分補給あるいはそのお子さんであればおやつ等を食することもございますので、そこら辺は必要最低限の時間内において外して食していただく、飲んでいただくということを現時点では考えております。

それから一方で演者の方です。演者のマスクにつきましてはねぷた連絡協議会あるいは、ちょっと実行委員会の中でもんだ、祭りのその基本方針の中にありまして、まずそのヤーヤドーの掛け声、議員は掛け声のないイベントはということもお話しされましたが、掛け声する方についてはマスクを着用していただくという、今基本的な考え方に立ってございます。それから一方で、笛や太鼓そういった演奏者の方につきましては、距離を十分に取った上でマスクを不要という考え方で準備を進めております。笛、太鼓の人は掛け声は行わない。そういった考え方で、今ちょっと準備を進めているところでございます。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番(福士 稔議員) 大体分かりました。マスクはない方がいいのは決まっています。感染対策はどうしても取らないといけないというのがこの基本姿勢ですので、その点については私も理解をいたします。次回、連絡協議会でなく実行委員会で様々お話しにされるとお思いますので、できるだけよい方向でやっていただければと思います。

それでは、(5) 飲食についてお尋ねいたします。飲食スペースを設けて飲食は原則可能だと、そういうふうに津軽新報か何かにも載ったと思います。私も賛成です。この飲食についてです。飲食、前に商工会に行った際には審査はやらないと、そういう方向性で調整をしているそうです。審査をやらなければ審査をやる場所が要らない、毎年の青年部がやっているビール、焼き鳥、その点はこれからお聞きしますけれども、あとは栈敷席ですね、そこら辺のメインの中央の一角、あれを全て飲食スペースにしてやられたらいかかかと私は思っています。もう少し欲を言えば、ビールぐらいは飲みたいかと、そういう考えもございます。これは国や県の感染防止対策にのっとなって、それぞれの御判断になろうかと思えますけれども、私はやはりできるのであればそういうところも酌んでほしいと、やはりポケットに隠れて持ってくる人もあるようです。さくらまつりもそうだと聞いております。夏場です。ビールは飲みたいです。まあ私だけでなくも誰でもそう思うはずで。

でも、私は先ほども述べましたが、もう2年間もマスク生活をして感染対策を講じている方、やはりそういう人たちが市外から見に来られるわけです。でも私は長くはないと思います。人混みの中、今まで2年間そうして我慢してきた。だからこそ私はここまでは解禁できるなどと思うところまで、この祭りをよくしていかなければならないのではないかなと、そう思っております。

特に飲食は重要です。子供さんからお年寄りまで、子供とお年寄りは食べ物が無いといけません。やはりそういうことでどこまで譲歩できるのか、それは今ここで答弁を求めてもそれは無理かと思えますけれども、そういう方向性をもって進めることはできるのでしょうか。そこを伺いたいと思います。

○議長(桑田公憲議員) 経済部長。

○経済部長(對馬一俊) ただいまの飲食・飲酒、アルコール関係のお話ありがとうございました。まず前半のほう、例えば栈敷席、あの辺りに飲食専用のスペース設けてはどうかという御提案もありましたけれども。今実行委員会それからねぶた連絡協議会の中で話に出たのがですね、いわゆるねぶたがあまりにも見える場所にそういった飲食飲酒スペースを設けますと、そこでお酒を飲んで騒いで長時間という、そういった懸念の声も実は団体のほうからも出まして、そういった場所についてはですね、議員から御提案がございましたけれども、場所の選定も含めて今まだ検討中、そういった段階にございます。

それからお子さんとか、御高齢の方の飲物・食べ物の関係でございます。先ほどちょっと触れましたが、観覧する場所では、原則は自粛お願いするのですけれども、当然夏場でございますので、水分補給あるいはそのおやつ、簡単な軽食、そういったものは観覧する場所でも長時間マスク外さない限りは、そこまでの規制するものではないと思っていたところが御理解いただき、そういった専用のスペースについては、まだ検討中の段階でございますので、よろしくお願いたします。

○議長(桑田公憲議員) 福士 稔議員。

○7番(福士 稔議員) 分かりました。検討中ということですので検討してください。お願いいたします。それでは飲食についてはこれからのことですので、よい方向に行けるよう私も頑張ってみますので、どうぞ担当課も頑張ってくださいと思います。

(6) 監視員について、これ私が勝手に考えたんですけれども、楽しい祭りをするには厳しいルールが必要だと思います、私。特にコロナ禍でのイベントですので、それは私も承知をしております。

例年、ねぷたまつり開催中は警備員、今回は何か役所の職員たちもかなり大勢出て、それに当たるそうだと聞いてございますけれども。私はこの楽しい祭りには厳しいルールをっていうのは、やはり感染対策をきちんとし、きちんとした形で終わってよかつたなって、こうみんなこう思えるようなねぷたまつり、3年ぶりですのでね、皆さんそう思うんですけれども。

できるだけ聞き取りのときは、監視員という言葉だと強すぎないかと、私ちょっと言われましたけれども、警備員とか一般の人と違って私は監視員という、この強い言葉のほうがいいと思います。監視員っていえば来るお客さんがそばにいれば、あまり楽しくなくなるんじゃないかなという話もございましたけれども、監視員が嫌だったら、その上にコロナ対策監視員とかをつければできると思います。人数が足りないので、大体急激に増えれば2万人にも膨れますので、その一瞬ですけれども、そういうときに非常にコロナの感染の頂点にもあるわけです。

ですから、やはり私はこの監視員、もし足りなかったらシルバー人材センターでもいいんじゃないかな、そのときちょっとお話ししましたけれども、なぜ私がシルバー人材センターって言ったのか、それは高齢者の方がやるわけです。シルバー人材センター、シルバーですからね、60歳以上。やはり人間にとっては一番力のある人です。役所の職員がいたって60歳以下です。

私はそういうふうにまちでやるイベントだから、まちの人を総動員して監視員を付けてもいいんじゃないかなと。私はやっぱりそういう考え方を持ってやっていけば、みんなやれば、怖い部分もありますけれども、やはりそういうふうな考え方を持って対応するのも1つの手かな、そういう感じもします。何でもかんでも寄せ集めて警備員やっても交通整理とかいろんな役目があるわけです。

でも、コロナに関しては監視員いません。スペシャリストがいないんです。ですから、私は平川市のねぷただから平川市の人を監視員で、御高齢であればあるほど威厳があると、やはりそういう方策も1つの手かなと思っただけです。やってくださいって言うわけではありません。

でも、本当に楽しくやるんでしたらそれぐらいの覚悟を市としては見せながらも、やっていけば「おお、今年のねぷたいがったな」と続けてあどの祭りもあるし、盆踊りもあると、やっぱり経済を回すには、経済対策としてはやっぱり一番最初が肝心だと思います。

これから宵宮が始まり、いろいろあるかと思いますが、でも感染対策を講じながら経済を回していくんですから、やはりそこら辺のところは、少しは柔軟性を持って、増えた場合は違いますけれども、今現在は増えている状態ではないはずで、安心はできませんけども。ですから、徐々に少しずつでも先に進むような形で改革をしていって

ほしい。ちょっと戻りますけれども、アルコールの件だってそうなんです。隠れて飲むよりは、飲ませる場所があって飲んでればいいんです。それ以上のことをさせなければいいんです。

そういう祭りをこれからやっていかないと、コロナに対してどういう対策をして祭りをやったのかって問われた時に、ただそれ国と県の基準を守ってただやっただけだと、何も私あまり意味がないと思うんですよ、ほんとのところ。もちろんそれは大事なことですけれども。そこら辺のところを実行委員会であれなんであれ、皆さんにお話しして、やっぱり皆さんが楽しまないといけないと思いますので、この監視員について、警備員ではありません。どういう考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいま監視員についての考え方について、いろいろ御提案をいただきました。議員おっしゃるとおり、楽しいイベント、そこにはコロナ禍でございまして、厳しいルールづくり、そこは必要だということは、私も同感でございまして。今回の監視員いわゆる警備も含めてなのですが、例年スタッフが五、六十人程度でございましたが、コロナ禍の3年ぶりということで様々なスタッフの配置の計画をしております。例年の倍以上の100人以上、見込んでございまして、当然その人の確保、職員は、もちろん全庁体制でやるわけですけれども、そのほかに議員から御提案あったシルバー人材センターの活用、あるいはその他の人数の確保ができないのか、そこも提案を頂いたその部分、シルバー人材のところも含めてですね、スタッフの確保については、引き続きこれもまた検討という言葉の繰り返しになりますが、配置計画に合わせてですね、そういった利活用も考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） よく分かりました。ねぶたまつり開催については、これ以上は答弁求めません。楽しくやればいくなってそう思うだけです。できれば、やむを得ず中止になるような事態が生じなければいいとそう思うので、よろしく対処のほうお願いして、この1番目は終わりにしたいと思います。

続きまして、2番目のひらかわフェスタについて、何か中止になる前は、平川元気何とかかんとかっていう名前でやろうかと思ったら、もうできなくなったと聞いています。詳細は分かりません。私も平川市に合併になってから13年間ですね、ひらかわフェスタの実行委員長させていただきまして、大体内容は把握してございます。内容は把握してございますけれども、特に聞きたい点2つございます。

まず（1）イベント人数制限とコロナ対策について、これは、屋外と屋内とでは感染対策違うと思います。まあその点について、市ではどういう考え方を持っているのかお聞きをしたいと思います。

そして、（2）密にならない方策での開催について、ちょっとこう言葉が変になってますけれども、例年イベントステージがあるわけです。振る舞いもございまして。桃の販売もございまして。何か9月2日、3日にはやるという方向で実行委員会開いたと聞いてございます。その点について、この2点についてやり方とかそういうのは私お聞きいたしません。（1）の人数制限に対するコロナの対策、（2）は今言いましたステージイベント、それから振る舞いとか人が行列をつくるような場面をどういうふうにして処理をし

ていくのか、この2点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 福士 稔議員御質問のひらかわフェスタについてお答えをいたします。ひらかわフェスタは議員御承知のとおり、市の物産や農産物等を広くPRし、地産地消を推進するため、近年は、桃の収穫時期に合わせ9月上旬に開催しております。令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルスの感染状況等により、やむを得ず中止といたしましたが、今年度は、先月開催された実行委員会において、9月3日、4日の2日間、ひらかドームを会場に人数制限は行わず、開催することが決定しております。このほかの御質問については、経済部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、初めに感染防止対策についてお答えいたします。

ひらかわフェスタでは、県が定めるイベント開催制限の考え方と、それに準じて作成した市独自のガイドラインにより、感染防止対策を徹底してまいりたいと考えております。

主な対策についてでございますが、入場時には検温の実施と連絡先の把握を行い、リストバンドを配布いたします。そのほか、マスクの着用、手指や施設の消毒、換気などの徹底、会場内の密集の回避、それから食べ歩きやアルコール禁止など飲食時の制限を設ける計画としております。

次に、密にならない方策での開催についてであります。議員御指摘のとおり、これまでは、特にステージイベントの観覧スペース、津軽の桃や地産地消カレーの販売ブース、出入口付近において、来場者が密集している状況が見受けられております。これらを防ぐため、ステージイベントでは、観覧スペースを2倍程度に拡大した上で、人数制限を設けることといたしました。また、これまでひらかドーム内に設けていた、桃や地産地消カレーの販売ブース、飲食スペースを屋外に設置することで、屋内の各ブースに並ぶ来場者に一定の間隔を持たせることとしております。併せて、出口と入口を分けるなど、密が発生しにくい環境づくりに努め、実施してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 大体分かりました、飲食については屋外に移すと、そういうことですね。そして来場者にはリストバンドを配付すると。私の感覚から行くと今まで1番入ったのが1万6,000人か1万7,000人ぐらいだったと記憶してるんですけども、そんなに一気にはいれませんので、ドームの中はいれませんのでそうですけれども、これ全部来場者にリストバンドはめていただいて、出るときは返してもらおうんですか、どちらでしょう、それ1点お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいまのリストバンドの考え方でございます。リストバンドは間違いなく入場時に検温、名簿の把握を行った方に対して配布を行います。それは入るほか、退場されてまた入る方もいらっしゃると思いますので、それは間違いなく管理するために配布するものでございますので、あくまでもリストバンドはその方専用のリストバンドと考えております。人数1万余という過去の人数も今言われましたが、基本的にはリストバンドは来た方に対して専用のリストバンドで配布する予定としております。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） よく分かりました。屋内と屋外、感染対策、私さほど変わらないと思います。飲食スペースを外のほうに持っていけば屋外になりますし、中でやる部分はドームといえども屋内と言っているのかどうか、私もちょっと分かりませんが、窓は全開に開けるんでしょうし、雨が降った場合はドームが活躍しますので有効に使っていただければと思います。これももう2年越しで皆さん楽しみにしている方もございますので、うまくいけるように私も心からお祈りして、ひらかわフェスタは再質問を控えさせていただきます。頑張ってくださいと思います。

最後になります。3つ目、納涼祭り等における開催時の指針について、指針です。今コロナが改善したわけではございませんけれども、なかなかこうよい方向に向かっていくと喜んでばかりはいられませんけれども、これから宵宮が始まり、いろんなことが始まるわけです。まあ言っちゃ悪いかもしれませんが、結構飲食、人も出てます、お話を聞くと。やはり経済活動というよりも、気が緩むとそういう場面もこれから見られてくると思いますけれども、夏場の大きなイベントがあればやはり納涼祭り、例えば各町会でやれる納涼祭り、先ほど言った宵宮、盆踊り、いろいろあるわけです。

私はやはりこういうよくなったときにこそ、注意をするのが一番だと、規制をするだけではいけないと思います。私はコロナ通信毎月15日、今月も6月の15日のあたり出すと聞いてましたけれども、やはり平川市としてのこの指針を出すべきだった、私はそう思います。

なぜこういうことを言うのか、市長としては言いにくいと思います、私は。思いますけれども例えば納涼祭りであっても開催していいのかなのか、丸々町会に投げ込んで、町会でやっていただければ、感染対策を講じてって、それで終わります。でもやらないところもあるわけです。やれないところもあるわけです。で、やったところに遊びに行くわけです。あんまり変わらないんです。

私は将来的にはコロナがこのまいい状態で少なくなっていけば、もう自己管理が一番だと、そういうふうなコロナ感染対策になりつつあるんじゃないかなと思ってます、思ってるだけです。

でもやはりこういうときこそ、こういう平川市の指針を私はトップである市長がやっぱり出すべきだと、あんまり迷わず、やはり皆さんが気にしてるわけです、やっていいのかな。今までは出れば、あらこれ失敗したなって、叱られるとかいろんな考え方があると思います。でも、私はやはり自己責任において開催してもいいぐらいのニュアンスで、やはり平川市の1つの指針は出すべきだと思います。市長この点いかがでしょう。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 納涼祭り等、各町会での祭り等もきちっと開催すべき、あるいはまたその方向性を出すべきという御質問かと思えます。先ほど来議員からの御質問のとおり、ひらかわフェスタあるいは平川ねぶたまつり等の市主催のイベントに関しましては、実施する方針で関係団体と協議を進めております。各町会においても納涼祭り等に向けた準備が進められる時期でありますので、主催者におかれましては、まず適切な感染防止対策を講じた上で開催していただきたいと考えております。市が示します指針については、健康福祉部理事より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（對馬謙二） ただいまの福士 稔議員の御指摘のような、コロナ禍における地域行事等の開催に係る指針については現在定めておりません。

ただ、各町会や事業所等での納涼祭りの実施については、最終的には主催者の判断になろうかと思いますが、開催の判断基準となるべき指針については、国や県の示すイベント開催制限の考え方についてを参考にしまして、分かりやすい内容としてお示しいたと考えております。

また、先日、マスクの着用についての考え方についても国から示されたところでありまして、こちらに関しまして今後発行予定の新型コロナウイルス感染症に関する平川市からのお知らせなどにも掲載いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（桑田公憲議員） 福士 稔議員。

○7番（福士 稔議員） 分かりました。申し述べることはございません。そのようにしてやっていただければと思います。ちょっと足りないのは、私はそこら辺はやってもいいのかなと思っただけでございますので、やはり国や県に準ずる対策を講ずるのも、やはり責任のある皆さんの立場だと思っておりますので、極力いい方向性で出していただけますようお願いだけをして、私の一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（桑田公憲議員） 7番、福士 稔議員の一般質問は終了しました。

（「続行」という声あり）

○議長（桑田公憲議員） 続行という声がありましたので、会議を続けます。

第5席、14番、齋藤 剛議員の一般質問を行います。

齋藤 剛議員、質問席へ移動願います。

（齋藤 剛議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員の一般質問を許可します。

○14番（齋藤 剛議員） 第5席、14番、齋藤 剛です。ただいま、議長より一般質問の許可がありましたので。

1 稲作農家について。2 市内高等学校の期日前投票についての2点に絞り質問いたしますので、簡潔明瞭にお答え願います。

今年も、毎年のように田植え作業が終わり、水管理、草刈り等にいそしんでいます。肥料、除草剤、農機具等々高騰にもかかわらず、出来秋の概算金も分からずに、不安げに頑張っています。減反政策もなくなり3年、市長は昨年の議会答弁で、国策なので仕方がない、これからは自助努力してくださいとありました。収入保険もあります。ミニマムアクセス米の輸入もあります。保存米の倉庫代、運賃等、いろいろ米に関わることがあります。何十年もこれほど下落したことはありません。まずもって、お尋ねいたします。米価はいつ頃、どのような経緯で最終決定なされるのか、見解をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） （2）も願います。

○14番（齋藤 剛議員） （2）米とりんごを基幹産業とする平川市の取組について。市の基幹産業である水田農家とりんご栽培のうち、稲作農家への支援策として、昨年の米価価格を踏まえ、市は議会と一体となって令和4年産の価格安定に向けた、国及び県

への働きかけをするべきと思いますが、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、令和4年産の価格安定に向けた取組についての御質問にお答えをいたします。

米の需給や価格の安定につきましては、国が食糧法に基づき、民間在庫の調整や生産調整の推進などの大きな役割を担っているところであります。昨年的大幅な米価下落時には、民間在庫の調整を図るため、農協などの集出荷業者の長期販売への支援を拡充するなど対策を講じたところです。

米価の動向につきましては、国全体における生産量や、農協など集出荷業者の在庫状況、消費の動向等に左右されるものであると認識しております。このことから、昨年的大幅な米価下落時において、経営リスクや不測の事態への平時からの備えとして、セーフティネット制度へ加入する必要性を申し上げたところであり、さらなる加入促進を図るため、今年度より3か年、農業収入保険へかさ上げ助成を行うなど、対策を講じているところであります。

引き続き、市場の動向や国の施策を注視し、状況に応じた対策を検討してまいります。

このほかの御質問については、経済部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、米の価格決定に関する御質問にお答えをいたします。

米の概算金については、毎年9月上旬に全農青森県本部が県全体の在庫状況や需給バランスなどを考慮し、生産者概算金の目安額を設定し、これを公表しております。

これを受けて、各農協や県米穀集荷協同組合では、全農青森県本部が公表した目安額を参考として、管内の生産量や在庫状況、販売の見通しなどに基づいて、それぞれの経営判断により生産者概算金を決定しております。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） ちょっと聞き逃しました。米価はいつ決まったって。8月の上旬って聞いたような感じしたけども。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 毎年9月上旬でございます。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） じゃあ1つつ。毎年9月上旬って言えば、そろそろあともう十日か1週間ぐらいで稲刈るかなというような時期かと思いますけども。まあそれで大体全農だとか各農協で在庫がある程度分かるのかなっても思いますけれども。やっぱり自分も、レイメイ作った頃から田んぼはやってましたけれども、今から70年前です。こんきあれば、な、死ぬまで飯食ってぐにいいねっておやじから言われて、4町8反歩一生懸命耕しました。あの頃はうちほ田舎でもくず米も入れてレイメイで13俵あげました。でも今10俵も上げれば上げすぎだって言われるし、百姓の楽しみって、数量上げてお金になれば楽しいんだけど、数量抑えていいことはねんだいなって思いながら、今のところ8俵上げればつきや最高の一等米だよって言われているところもあります。でも所によって青天の霹靂付けられないところもありますし、必ずつがるロマンもしくは

ムツニシキだか、付けねばまねこともありますので、3,000円、4,000円値下げられても、りんごだったら個人業者に売ることもできますけども、米の場合は自主流通米で自分の親戚、友達等に販売することはできますけども、結局200俵も300俵もさばくことができなくて、昔から国の政府米としてそれなりにお金もらって食ってきたわけなんですけども。今急に3,000円、4,000円下がったってば、非常に苦しい。今年も自分の友達も、わ、これだばやっていがいねはんでって、やめるってして今草ぼうぼうですけども。そういう方もおります。何とか助ける方法ねんだべがなって思って、一緒に湯さ入ったりせば、「剛、何ぼすんだ今年」って、わさ聞かいても分がんねはんで、まあ聞いてみるって聞いてみたんですけども。最終的に市長は答弁してでも結果は出せないんですから、それも分かって今質問しているわけです。

本当に、平川市の稲作農家ばかりでねぐ、中弘南、青森県全体でも、日本全国的にもそうだろうと思いますけれども、非常に不安定なものを作付してます。その辺もみんな日本国民の心傷んでるの覚えてくれてても、おらでもつきやできるわけでねし、市長もできるわけでねはんで、ただの口説ぎになって終わりますけども、そういう時代なので。市長も、我々も頑張るはんで、県もしくは国辺りさ交渉に行ってくれませんかということ、私は要望いたします。前に市長、議員やってらときでも、国会さ行って陳情しようよって行ったこともあったかと思えます。やっぱり陳情も必要だと思いますので、我々が当選させた議員さんもおりますので、陳情して、できねがも分がんねけども、平川市の議員さん先頭になって、市長頭になって陳情してきたみたいだけどって。結果はできねど思う。そういう行動してみてはいかがでしようかと思ひまして、市長に再度お尋ねいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 齋藤 剛議員のほうから、米価の安定のために国のほうに陳情してはいかがかというふうな御意見だと思います。

戦後、非常に米が不足して、そういう時代には米を作る人が開墾をしながら生産増に上げてきた時期もございました。ただ御承知のように、現在は人口減少が進んでおりますし、また米の消費も少なく、需要と供給のバランスが崩れているというのが現状であります。そういう中であって、私も生産者の1人として、自分の作ったものは高く売りたいし、またそれで再生産できるような状況にしたいっていう思いはありますけれど、ただ現状では、米だけ作ってはなかなか生活できないという状況で、国としても高収益作物への転換を求めています。

そういう米余りの状況の中で、議員の思いは分かりますけれど、市長が先頭に立って国のほうに陳情っていう、そういう時代ではないというふうに私は認識しております。そここのところは、御理解いただければというふうに思います。ただ同じ生産者としての、自分が手塩にかけたものが、秋になって実って、それを収穫し、高く売ればそれに越したことはないんですが、市場経済の中で需給ということ考えた中であっては、やはり今の米余りというのは、これはやむを得ない状況なのかなと。

昨日の新聞でしたか、37道府県で米の作付が減少するというふうな報道もございました。全国的にそういう状況の中で、当市だけが頑張れるかっていうとそういうわけではございませんので、齋藤 剛議員にもその辺のところは御理解いただければと思います。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） どうもありがとうございます。国策だからどうしようもないと言ってしまうと、これはそれで終わりなんだけども、我々に投票してくれた平川市の市民もおりますし、またいろんな形で市民から苦情を受けて、苦渋の答弁している皆さんがおるわけです。ですから、多分できないかも分からないけれども、そういう行動を起こしていただきませんかと言った私もやっぱり浅はかでした。やっぱり市長もっともって考えて、やんねべしっていうような考え持ってるみたいですので、これ以上この質問は控えます。

2 市内高等学校での期日前投票について、お尋ねいたします。

令和3年9月議会における工藤貴弘議員の一般質問において、選挙権を持つ年齢が18歳に引き下げられ、若年層の投票率向上のため、市内高等学校での期日前投票の実施を検討するとしていた、選挙に対する意識付けや、投票率向上のため実施するべきと考えますが、その後の検討状況をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（大川武憲） 最初に、期日マエと期日ゼンとありますので、そのことについて若干お話ししたいと思います。これは総務省のほうでどちらでもよいという見解を出しておりますけれど、当委員会では、期日ゼンということで統一しましたので、これからの答弁は期日ゼンという答弁させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

公職選挙法の改正により選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられました。全国的に高等学校に期日前投票所を開設する自治体が増加傾向にあります。

当市としましても、選挙に対する意識付けや投票率向上のためにも、高等学校への期日前投票所の設置は重要であると考えております。令和4年1月に行われた市長選挙において、市内の高等学校である柏木農業高等学校と尾上総合高等学校の2校に期日前投票所を設置することとしておりました。結果としましては、無投票となりましたので、設置には至りませんでした。7月に予定されている参議院議員通常選挙においても、柏木農業高等学校と尾上総合高等学校の2校に設置する方向で進めております。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 期日ゼン投票、分かりました。柏木農業高校と尾上総合高校に在籍する、18歳越えたって言えばいいのかな。選挙権を持った生徒数プラス学校の先生で何人ぐらい、何十人ぐらいおるものか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐藤 崇） 柏木農業高校は平川市民で18歳以上の生徒が5人、また教職員につきましては、ちょっと確認に時間がかかるようで、今数値を持っていません。尾上総合高校につきましては、18歳以上の生徒が3人、教職員は4人です。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 例えば12月とか1月、1月になれば早生まれいるから駄目なのか。12月頃だったらやっぱり6割ぐらいいるのかな。例えば3人とか5人とかって、7月だからその程度の人数なんですか。意外と後半の生まれの人が多いんでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐藤 崇） 一人一人の誕生日を把握してないのでちょっと何とも言えませんが、7月は1年の中でもどちらかと言えば早い時期になりますので、それで少ないことも考えられると思います。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 例えばこうやって質問してる時、誕生日確認してねはんで分かんなくてで3人、5人って出はってくるの。それどういう数え方するの。

○議長（桑田公憲議員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐藤 崇） 開票日として想定されている7月10日の時点で18歳になっている人の人数を教えてくださいというふうに確認しましたので、このように人数を把握しています。それ以降の誕生日の方については聞いてないので分かりません。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） これで私の質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 14番、齋藤 剛議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後3時00分 散会